

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年11月1日（令和6年（行情）諮問第1215号）

答申日：令和7年9月12日（令和7年度（行情）答申第358号）

事件名：令和5年度長崎地方最低賃金審議会実地視察等結果の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年4月26日付け長崎労開第23号により長崎労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由については、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

実地視察は他のいくつかの審議会で実施されているが、その情報は基本的に公開されている。岩手・第1回審議会資料（URL略）の資料6、鳥取・本審第538回資料113ページ（URL略）、兵庫・本審第661回（URL略）。非公開は限定的であるべきで、基本的には全部公開することを求める。

（2）意見書（添付資料略）

ア 基本的な考え方

すべて開示すべきである。

イ その理由

（ア）諮問庁は、審議会は都道府県ごとに独立して設置されており、審議会を構成する委員が異なる上、事業場視察の内容は公開されることを前提にしていない場合があると主張する。しかし、審議の持ち方を決定することは、最低賃金法に基づいて審議委員の決定するところではあるが、その記録を開示するか否かは、法に基づき検討さ

れるべきである。

(イ) 事業場視察は、個別企業の状況を調べるためではなく、最低賃金の影響を強く受ける業界の労使の状況を具体的に探るために行われる。それをふまえて、兵庫労働局が作成した事業場視察の記録（参考資料はその一部）を見ると、法人名や所在地を不開示にして、その他の状況を開示しており、事業場視察の趣旨を踏まえて不開示不開示の判断を行ったと思われ、そのような方法も考えられる。

(ウ) 他の労働局が同様の内容で公開する部分は、やはり公開すべきである。

(エ) 諮問庁の判断はそうした考慮をしておらず、したがって、すべて開示することを前提に検討すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として令和6年3月8日付け（同月11日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる行政文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和6年5月9日付け（同月13日受付）で原処分について、本件審査請求をしたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示することとし、その余の部分については、不開示情報の適用条項を追加した上で不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 最低賃金審議会について

ア 最低賃金審議会について

最低賃金審議会の審議に関する事項については、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号。以下「審議会令」という。）に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

(ア) 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く（最賃法20条）。

(イ) 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を局長に建議することができる（最賃法21条）。

(ウ) 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審

議を求められたときは、専門部会を置かなければならない（最賃法 25 条 2 項）。

(エ) 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く（最賃法 25 条 5 項）。

イ 地方最低賃金審議会の委員について

地方最低賃金審議会の委員に関する事項については、最賃法及び審議会令に規定されており、その概要は次のとおりである。

(ア) 最低賃金審議会は、労働者を代表する委員（以下「労働者代表委員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者代表委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）、各同数をもって組織する（最賃法 22 条）。

(イ) 委員は、局長が任命する（最賃法 23 条 1 項）。

(ウ) 局長は、地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない（審議会令 3 条 1 項）。

(エ) 地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する（審議会令 3 条 2 項）。

ウ 長崎地方最低賃金審議会について

長崎地方最低賃金審議会の概要は次のとおりである。

(ア) 長崎地方最低賃金審議会は、上記ア（ウ）の規定により、専門部会を設置している。

(イ) 長崎地方最低賃金審議会運営規程（昭和 34 年 12 月 17 日制定）（以下「審議会運営規程」という。）6 第 1 項において、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」と定めている。

(ウ) 審議会運営規程 7 条 2 項において、「議事録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」と定めている。

(エ) 長崎地方最低審議會長崎県最低賃金専門部会運営規程（平成13年8月2日制定）（以下「専門部会運営規程」という。）6条1項において、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と定めている。

(オ) 専門部会運営規程7条2項において、「議事録及び会議資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」と定めている。

(カ) 長崎地方最低賃金審議会においては、長崎地方最低賃金審議会委員による事業場視察を令和5年7月18日に実施している。

(2) 本件対象文書の特定について

処分庁は、2023年度の地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録として、別紙の2に掲げる文書を対象文書として特定した。

同文書は、「資料番号No.1（使用者側調査票とりまとめ資料）」、「資料番号No.2（労働者側調査票とりまとめ資料）」及び「資料番号No.3（令和5年7月18日事業場実地視察結果概要）」から構成されている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条2号イ該当性

文書番号1の不開示部分には、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人及び団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれている。

したがって、当該不開示部分は、法5条2号イに該当するから、不開示を維持することが妥当である。

なお、原処分では、不開示条項として同号を示していないが、不開示条項に同号を追加して不開示を維持することが妥当である。

イ 法5条2号ロ該当性

文書番号1の不開示部分には、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的

であると認められる情報が含まれている。

したがって、当該不開示部分は、法5条2号ロに該当するから、不開示を維持することが妥当である。

(4) 新たに開示する部分

原処分で不開示とした部分のうち、別表の「新たに開示」欄に掲げた部分については、法5条各号の規定に該当しないため、開示すべきである。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、実地視察は岩手、鳥取、兵庫などで実施されその情報は基本的に公開されており、長崎労働局のみ非公開とする特別の理由は見当たらないため全文開示すべき旨を主張している。

しかしながら、上記(1)のとおり、地方最低賃金審議会は、最低賃金法の定めに基づき、それぞれの地域に適用される最低賃金額等を審議するために、都道府県ごとに独立して設置された審議会で、審議会を構成する委員も異なる上、審議会の決するところにより行う企業視察においても、審議会の議事において視察内容を公開することを前提に視察先企業に了解を得て実施する場合や、視察先企業の実態をありのままに聴取等を行うために審議会の議事において公開しないことを約して行うものなど、各審議会により事業場視察の持ち方も異なることは当然であり、本件における企業の視察はその内容を公開しないことを企業に約して、任意の協力を得て行われたものである。

また、企業名が開示されていないことから、景況感や最低賃金額に関する認識等、一見開示することで当該企業に不利益が生じないと見られる情報であっても、事業場視察が行われたことを知っている事業場の関係者が知ることにより当該企業の利益を害するおそれがあるものであり、開示がなされることが前例となることにより、今後の視察を受け入れる法人が減少し視察の実施が困難となり、法人等のありのままの状況や考えを聴取することが困難となるおそれがある。

そうすると、対象行政文書の不開示情報の該当性については、上記(3)のとおりであり、審査請求人の主張に理由はない。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3(4)に掲げる部分については新たに開示し、その余の部分については、該当不開示条項に法5条2号イを追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月14日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月18日 審議
- ⑤ 令和7年8月26日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条2号ロに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、一部を開示するとし、その余の部分（別表のとおり。以下「不開示維持部分」という。）については、法の適用条項に法5条2号イを追加した上で、不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

通番12、通番16及び通番80の別表の5欄に掲げる部分は、令和5年度長崎地方最低賃金審議会実地視察等結果のうち使用者側調査票とりまとめ資料の一部であるが、書面ヒアリング事業場の回答において通常想定される一般的な内容に含まれるものであることから、当該部分を開示しても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。また、その内容を公にしないとの条件を維持すべき理由も認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

通番1ないし通番11、通番13ないし通番15、通番17ないし通番79及び通番81ないし通番168の不開示維持部分は、令和5年度長崎地方最低賃金審議会実地視察等結果の一部である。

これらには、実地視察先事業場の名称、労働者の状況、新規学卒者の採用状況、賃金水準、賃金改定の状況、経営事情及び最低賃金額についての認識、実地視察先事業主による当該事業場の内実についての発言等、実地視察先事業場において一般に公にしていない経営情報の詳細が記載されていることが確認できる。これらを公にすると、当該法人等の経営状況や雇用状況、経営判断に関わる内容等が明らかになり、経営等に影

響を及ぼすおそれがあるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、本件開示請求を受けて特定した行政文書の名称として、本件開示請求書に記載された文書名と同一の文書名を本件開示決定通知書に記載した上で、本件対象文書を一部開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した行政文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号ロに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同号イ及びロに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件各開示請求に係る行政文書

「2023年度地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録のすべて。

- ・本審、専門部会、小委員会、事業場視察等のすべてを対象とする。
- ・すでにホームページに掲載された部分は除く。
- ・録音データが望ましいが、文字起こしされたものがあれば、それでかまわない。
- ・特に、議事が一部非公開とされた部分がある場合、議事録にはその詳細な内容が記録されていないとき、議事録とは別の記録、メモ、録音データ等、作成されたものがあれば、それをすべて含む。
- ・公労、公使、公益のみの会議のように、公労使三者がそろわない場面で、事務局が立ち会っていても、その記録が議事録にない場合、事務局が作成した記録、メモ、録音データ等のすべてを含む。」

2 本件対象文書

令和5年度長崎地方最低賃金審議会実地視察等結果

別表

1 文書番号及び文書名		2 不開示を維持する部分等			3 法5条該当号等	4 通番	5 開示すべき部分
1	令和5年度長崎地方最低賃金審議会実地視察等結果	1	1	1行目ないし2行目	新たに開示	—	—
		2	2	「1 貴社の景況について」の表左から1列目、上から2行目の欄2行目2文字目ないし7文字目	新たに開示	—	—
		3	3	「1 貴社の景況について」の表左から1列目、上から3行目の欄2行目2文字目ないし8文字目	新たに開示	—	—
		4	4	「1 貴社の景況について」の表左から2列目、上から4行目の欄	2号イ、ロ	1	—
		5	5	「1 貴社の景況について」の表左から2列目、上から5行目の欄	2号イ、ロ	2	—
		6	6	「1 貴社の景況について」の表左から2列目、上から6行目の欄	2号イ、ロ	3	—
		7	7	「1 貴社の景況について」の	2号イ、ロ	4	—

			表左から2列目、上から7行目の欄			
		8	「1 貴社の景況について」の表左から3列目、上から4行目の欄	2号イ、ロ	5	—
		9	「1 貴社の景況について」の表左から3列目、上から5行目の欄	2号イ、ロ	6	—
		10	「1 貴社の景況について」の表左から3列目、上から6行目の欄	2号イ、ロ	7	—
		11	「1 貴社の景況について」の表左から3列目、上から7行目の欄	2号イ、ロ	8	—
		12	「2 業界全体の景況について」の表左から1列目、上から2行目の欄2行目2文字目ないし7文字目	新たに開示	—	—
		13	「2 業界全体の景況について」の表左から1列目、上から3行目の欄2行目2文字目ないし8文字目	新たに開示	—	—

			14	「2 業界全体の景況について」の表左から2列目、上から4行目の欄	2号イ、ロ	9	—
			15	「2 業界全体の景況について」の表左から2列目、上から5行目の欄	2号イ、ロ	10	—
			16	「2 業界全体の景況について」の表左から2列目、上から6行目の欄	2号イ、ロ	11	—
			17	「2 業界全体の景況について」の表左から2列目、上から7行目の欄	2号イ、ロ	12	全て
			18	「2 業界全体の景況について」の表左から3列目、上から4行目の欄	2号イ、ロ	13	—
			19	「2 業界全体の景況について」の表左から3列目、上から5行目の欄	2号イ、ロ	14	—
			20	「2 業界全体の景況について」の表左から3列目、上から6行目の欄	2号イ、ロ	15	—
			21	「2 業界全体の景況につい	2号イ、ロ	16	「2 業界全体の

			て」の表左から 3列目、上から 7行目の欄			景況につ いて」の 表左から 3列目、 上から7 行目の欄 1行目1 文字目な いし4行 目10文 字目
3 頁	22		「3 労働時 間・休日につ いて」の「(1) 所定労働時間 等」の表左から 1列目、上から 2行目の欄2行 目2文字目ない し7文字目	新たに開示	—	—
	23		「3 労働時 間・休日につ いて」の「(1) 所定労働時間 等」の表左から 1列目、上から 3行目の欄2行 目2文字目ない し8文字目	新たに開示	—	—
	24		「3 労働時 間・休日につ いて」の「(1) 所定労働時間 等」の表左から 2列目、上から 2行目の欄	2号イ、ロ	17	—
	25		「3 労働時	2号イ、ロ	18	—

			間・休日について」の「(1) 所定労働時間等」の表左から2列目、上から3行目の欄			
		26	「3 労働時間・休日について」の「(1) 所定労働時間等」の表左から3列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	19	—
		27	「3 労働時間・休日について」の「(1) 所定労働時間等」の表左から3列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	20	—
		28	「3 労働時間・休日について」の「(1) 所定労働時間等」の表左から4列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	21	—
		29	「3 労働時間・休日について」の「(1) 所定労働時間等」の表左から4列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	22	—
		30	「3 労働時間・休日について」の「(1)	2号イ、ロ	23	—

			所定労働時間等」の表左から5列目、上から3行目の欄			
		3 1	「3 労働時間・休日について」の「(2) 時間外労働」の表左から1列目、上から2行目の欄2行目2文字目ないし7文字目	新たに開示	—	—
		3 2	「3 労働時間・休日について」の「(2) 時間外労働」の表左から1列目、上から3行目の欄2行目2文字目ないし8文字目	新たに開示	—	—
		3 3	「3 労働時間・休日について」の「(2) 時間外労働」の表左から2列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	2 4	—
		3 4	「3 労働時間・休日について」の「(2) 時間外労働」の表左から2列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	2 5	—
		3 5	「3 労働時	2号イ、ロ	2 6	—

			間・休日について」の「(2) 時間外労働」の表左から3列目、上から2行目の欄			
		36	「3 労働時間・休日について」の「(2) 時間外労働」の表左から3列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	27	—
		37	「3 労働時間・休日について」の「(2) 時間外労働」の表左から4列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	28	—
		38	「3 労働時間・休日について」の「(2) 時間外労働」の表左から4列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	29	—
		39	「4 労働者について（年齢別・雇用形態別）」の上表左から1列目、上から2行目の欄 2行目2文字目 ないし7文字目	新たに開示	—	—
		40	「4 労働者について（年齢	新たに開示	—	—

			別・雇用形態別)」の上表左から1列目、上から3行目の欄 2行目2文字目 ないし8文字目			
		4 1	「4 労働者について（年齢別・雇用形態別）」の上表左から2列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	3 0	—
		4 2	「4 労働者について（年齢別・雇用形態別）」の上表左から2列目、上から4行目の欄	2号イ、ロ	3 1	—
		4 3	「4 労働者について（年齢別・雇用形態別）」の上表左から3列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	3 2	—
		4 4	「4 労働者について（年齢別・雇用形態別）」の上表左から3列目、上から4行目の欄	2号イ、ロ	3 3	—
		4 5	「4 労働者について（年齢別・雇用形態別）」の上表左から4列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	3 4	—
		4 6	「4 労働者に	2号イ、ロ	3 5	—

			ついて（年齢別・雇用形態別）」の上表左から4列目、上から4行目の欄			
		47	「4 労働者について（年齢別・雇用形態別）」の上表左から5列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	36	—
		48	「4 労働者について（年齢別・雇用形態別）」の上表左から5列目、上から4行目の欄	2号イ、ロ	37	—
		49	「4 労働者について（年齢別・雇用形態別）」の下表左から1列目、上から2行目の欄 2行目2文字目 ないし7文字目	新たに開示	—	—
		50	「4 労働者について（年齢別・雇用形態別）」の下表左から1列目、上から3行目の欄 2行目2文字目 ないし8文字目	新たに開示	—	—
		51	「4 労働者について（年齢別・雇用形態別）」の下表左	2号イ、ロ	38	—

			から3列目、上から3行目の欄			
		52	「4 労働者について（年齢別・雇用形態別）」の下表左から3列目、上から4行目の欄	2号イ、ロ	39	—
4 頁		53	「5 新規学卒者の採用状況」の表左から1列目、上から2行目の欄 2行目2文字目ないし7文字目	新たに開示	—	—
		54	「5 新規学卒者の採用状況」の表左から1列目、上から3行目の欄 2行目2文字目ないし8文字目	新たに開示	—	—
		55	「5 新規学卒者の採用状況」の表左から2列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	40	—
		56	「5 新規学卒者の採用状況」の表左から2列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	41	—
		57	「6 賃金が低位の労働者の状況」の（1）の表題（実地視察事業場の文字を	新たに開示	—	—

			除く。)			
		58	「6 賃金が低位の労働者の状況」の(1)の表左から2列目の労働者1ないし5の「職種」欄	2号イ、ロ	42	—
		59	「6 賃金が低位の労働者の状況」の(1)の表左から3列目の労働者1ないし5の「性別」欄	2号イ、ロ	43	—
		60	「6 賃金が低位の労働者の状況」の(1)の表左から4列目の労働者1ないし5の「賃金形態」欄	2号イ、ロ	44	—
		61	「6 賃金が低位の労働者の状況」の(1)の表左から5列目の労働者1ないし5の「賃金額」欄	2号イ、ロ	45	—
		62	「6 賃金が低位の労働者の状況」の(1)の表左から6列目の労働者1ないし5の「年齢」欄	2号イ、ロ	46	—
		63	「6 賃金が低	2号イ、ロ	47	—

			位の労働者の状況」の（１）の表左から７列目の労働者１ないし５の「勤続年数」欄			
		64	「6 賃金が低位の労働者の状況」の（１）の表左から８列目の労働者１ないし５の「雇用形態」欄	2号イ、ロ	48	—
		65	「6 賃金が低位の労働者の状況」の（２）の表題（書面ヒアリング事業場の文字を除く。）	新たに開示	—	—
		66	「6 賃金が低位の労働者の状況」の（２）の表左から２列目の労働者１ないし５の「職種」欄	2号イ、ロ	49	—
		67	「6 賃金が低位の労働者の状況」の（２）の表左から３列目の労働者１ないし５の「性別」欄	2号イ、ロ	50	—
		68	「6 賃金が低位の労働者の状況」の（１）の表左から４列目	2号イ、ロ	51	—

			の労働者1ないし5の「賃金形態」欄			
		69	「6 賃金が低位の労働者の状況」の(2)の表左から5列目の労働者1ないし5の「賃金額」欄	2号イ、ロ	52	—
		70	「6 賃金が低位の労働者の状況」の(2)の表左から6列目の労働者1ないし5の「年齢」欄	2号イ、ロ	53	—
		71	「6 賃金が低位の労働者の状況」の(2)の表左から7列目の労働者1ないし5の「勤続年数」欄	2号イ、ロ	54	—
		72	「6 賃金が低位の労働者の状況」の(2)の表左から8列目の労働者1ないし5の「雇用形態」欄	2号イ、ロ	55	—
		73	「7 今年の定期昇給及びベースアップの状況」の表左から1列目、上から2行目の欄2行	新たに開示	—	—

			目 2 文字目ない し 7 文字目			
		7 4	「7 今年の定期昇給及びベースアップの状況」の表左から 1 列目、上から 3 行目の欄 2 行目 2 文字目ないし 8 文字目	新たに開示	—	—
		7 5	「7 今年の定期昇給及びベースアップの状況」の表左から 2 列目、上から 3 行目の欄	2 号イ、ロ	5 6	—
		7 6	「7 今年の定期昇給及びベースアップの状況」の表左から 2 列目、上から 4 行目の欄	2 号イ、ロ	5 7	—
		7 7	「7 今年の定期昇給及びベースアップの状況」の表左から 3 列目、上から 3 行目の欄	2 号イ、ロ	5 8	—
		7 8	「7 今年の定期昇給及びベースアップの状況」の表左から 3 列目、上から 4 行目の欄	2 号イ、ロ	5 9	—
		7 9	「8 事業場の賃金水準」の表左から 1 列目、	新たに開示	—	—

			上から2行目の欄2行目2文字目ないし7文字目			
		80	「8 事業場の賃金水準」の表左から1列目、上から3行目の欄2行目2文字目ないし8文字目	新たに開示	—	—
		81	「8 事業場の賃金水準」の表左から2列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	60	—
		82	「8 事業場の賃金水準」の表左から2列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	61	—
		83	「8 事業場の賃金水準」の表左から3列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	62	—
		84	「8 事業場の賃金水準」の表左から3列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	63	—
5 頁		85	「9 生産性向上の取組状況」の「(1) 生産性向上(利益率UP)の取組状況」の表左から	新たに開示	—	—

			1 列目、上から 1 行目の欄 2 行 目 2 文字目ない し 7 文字目			
		8 6	「9 生産性向 上の取組状況」 の「(1) 生産 性向上 (利益率 UP) の取組状 況」の表左から 1 列目、上から 2 行目の欄 2 行 目 2 文字目ない し 8 文字目	新たに開示	—	—
		8 7	「9 生産性向 上の取組状況」 の「(1) 生産 性向上 (利益率 UP) の取組状 況」の表左から 2 列目、上から 1 行目の欄	2 号イ、ロ	6 4	—
		8 8	「9 生産性向 上の取組状況」 の「(1) 生産 性向上 (利益率 UP) の取組状 況」の表左から 2 列目、上から 3 行目の欄	2 号イ、ロ	6 5	—
		8 9	「9 生産性向 上の取組状況」 の「(1) 生産 性向上 (利益率 UP) の取組状 況」の表左から 2 列目、上から	2 号イ、ロ	6 6	—

			4行目の欄			
		90	「9 生産性向上の取組状況」の「(1) 生産性向上(利益率UP)の取組状況」の表左から2列目、上から6行目の欄	2号イ、ロ	67	—
		91	「9 生産性向上の取組状況」の「(2) 価格転嫁の状況や原材料高騰等に対する企業努力の対策」の表左から1列目、上から1行目の欄2行目2文字目ないし7文字目	新たに開示	—	—
		92	「9 生産性向上の取組状況」の「(2) 価格転嫁の状況や原材料高騰等に対する企業努力の対策」の表左から1列目、上から2行目の欄2行目2文字目ないし8文字目	新たに開示	—	—
		93	「9 生産性向上の取組状況」の「(2) 価格転嫁の状況や原材料高騰等に対する企業努力の	2号イ、ロ	68	—

				対策」の表左から2列目、上から1行目の欄			
		94		「9 生産性向上の取組状況」の「(2) 価格転嫁の状況や原材料高騰等に対する企業努力の対策」の表左から2列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	69	—
		95		「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(1) 長崎県最低賃金(現行時間額853円)についてどう思いますか」の表左から1列目、上から1行目の欄2行目2文字目ないし7文字目	新たに開示	—	—
		96		「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(1) 長崎県最低賃金(現行時間額853円)についてどう思いますか」の表左から1列目、上から2行目の欄2行目2文字目ないし8	新たに開示	—	—

			文字目			
		97	「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(1) 長崎県最低賃金(現行時間額853円)についてどう思いますか」の表左から2列目、上から1行目の欄	2号イ、ロ	70	—
		98	「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(1) 長崎県最低賃金(現行時間額853円)についてどう思いますか」の表左から2列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	71	—
		99	「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(2) 最低賃金はいくら位が適当と思いますか」の表左から1列目、上から2行目の欄2行目2文字目ないし7文字目	新たに開示	—	—
		100	「10 長崎県最低賃金に関する意見」の	新たに開示	—	—

			「(2) 最低賃金はいくら位が 適当と思いますか」の表左から 1列目、上から 3行目の欄 2行 目 2文字目ない し 8文字目			
		101	「10 長崎県 最低賃金に関する 意見」の 「(2) 最低賃 金はいくら位が 適当と思います か」の表左から 2列目、上から 3行目の欄	2号イ、ロ	72	—
		102	「10 長崎県 最低賃金に関する 意見」の 「(2) 最低賃 金はいくら位が 適当と思います か」の表左から 3列目、上から 2行目の欄	2号イ、ロ	73	—
		103	「10 長崎県 最低賃金に関する 意見」の 「(2) 最低賃 金はいくら位が 適当と思います か」の表左から 3列目、上から 3行目の欄	2号イ、ロ	74	—
6 頁		104	「10 長崎県 最低賃金に関する	新たに開示	—	—

				る意見」の「(3) 現行最低賃金の改定に関する意見」の表左から1列目、上から1行目の欄2行目2文字目ないし7文字目			
		105		「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(3) 現行最低賃金の改定に関する意見」の表左から1列目、上から2行目の欄2行目2文字目ないし8文字目	新たに開示	—	—
		106		「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(3) 現行最低賃金の改定に関する意見」の表左から2列目、上から1行目の欄	2号イ、ロ	75	—
		107		「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(3) 現行最低賃金の改定に関する意見」の表左から2列目、上から2行	2号イ、ロ	76	—

			目の欄			
		108	「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(4)最低賃金改定による個々の労働者への賃金への影響はありますか。」の表左から1列目、上から2行目の欄2行目2文字目ないし7文字目	新たに開示	—	—
		109	「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(4)最低賃金改定による個々の労働者への賃金への影響はありますか。」の表左から1列目、上から3行目の欄2行目2文字目ないし8文字目	新たに開示	—	—
		110	「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(4)最低賃金改定による個々の労働者への賃金への影響はありますか。」の表左から2列目、上か	2号イ、ロ	77	—

				ら2行目の欄			
		111	「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(4)最低賃金改定による個々の労働者への賃金への影響はありますか。」の表左から2列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	78	—	
		112	「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(4)最低賃金改定による個々の労働者への賃金への影響はありますか。」の表左から3列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	79		
		113	「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(4)最低賃金改定による個々の労働者への賃金への影響はありますか。」の表左から3列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	80	「10 長崎県最低賃金に関する意見」の「(4)最低賃金改定による個々の労働者への賃金への影響はありますか。」の	

							表左から 3列目、 上から3 行目の欄 1行目1 文字目な いし2行 目12文 字目
		114	「11 その他 意見・要望の表 左から1列目、 上から1行目の 欄2行目2文字 目ないし7文字 目	新たに開示	—	—	—
		115	「11 その他 意見・要望」の 表左から1列 目、上から2行 目の欄2行目2 文字目ないし8 文字目	新たに開示	—	—	—
		116	「11 その他 意見・要望」の 表左から2列 目、上から1行 目の欄	2号イ、ロ	81	—	—
		117	「11 その他 意見・要望」の 表左から2列 目、上から2行 目の欄	2号イ、ロ	82	—	—
	7 頁	118	「1 労働者側 の目から見た、 自社の経営状況 について」の表	新たに開示	—	—	—

			左から1列目、 上から1行目の 欄2行目2文字 目ないし7文字 目			
		119	「1 労働者側 の目から見た、 自社の経営状況 について」の表 左から1列目、 上から2行目の 欄2行目2文字 目ないし8文字 目	新たに開示	—	—
		120	「1 労働者側 の目から見た、 自社の経営状況 について」の表 左から2列目、 上から1行目の 欄	2号イ、ロ	83	—
		121	「1 労働者側 の目から見た、 自社の経営状況 について」の表 左から2列目、 上から2行目の 欄	2号イ、ロ	84	—
		122	「2 労働者側 の目から見た、 同種業界の景況 について」の表 左から1列目、 上から1行目の 欄2行目2文字 目ないし7文字 目	新たに開示	—	—

			1 2 3	「2 労働者側の目から見た、同種業界の景況について」の表左から1列目、上から2行目の欄2行目2文字目ないし8文字目	新たに開示	—	—
			1 2 4	「2 労働者側の目から見た、同種業界の景況について」の表左から2列目、上から1行目の欄	2号イ、ロ	8 5	—
			1 2 5	「2 労働者側の目から見た、同種業界の景況について」の表左から2列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	8 6	—
			1 2 6	「3 今年の定期昇給とベースアップについて」の表左から1列目、上から2行目の欄2行目2文字目ないし7文字目	新たに開示	—	—
			1 2 7	「3 今年の定期昇給とベースアップについて」の表左から1列目、上から3行目の欄2行目2	新たに開示	—	—

			文字目ないし8 文字目			
		128	「3今年の定期 昇給とベースア ップについて」 の表左から2列 目、上から2行 目の欄	2号イ、ロ	87	—
		129	「3今年の定期 昇給とベースア ップについて」 の表左から2列 目、上から3行 目の欄	2号イ、ロ	88	—
		130	「3今年の定期 昇給とベースア ップについて」 の表左から3列 目、上から2行 目の欄	2号イ、ロ	89	—
		131	「3今年の定期 昇給とベースア ップについて」 の表左から3列 目、上から3行 目の欄	2号イ、ロ	90	—
		132	「4長崎県最低 賃金（現行時間 額 853 円）についてど う思いますか」 の表左から1列 目、上から2行 目の欄2行目2 文字目ないし7 文字目	新たに開示	—	—
		133	「4長崎県最低	新たに開示	—	—

			賃金（現行時間額 8 5 3 円）についてどう思いますか」の表左から1列目、上から3行目の欄 2行目 2文字目ないし 8文字目			
		1 3 4	「4長崎県最低賃金（現行時間額 8 5 3 円）についてどう思いますか」の表左から2列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	9 1	—
		1 3 5	「4長崎県最低賃金（現行時間額 8 5 3 円）についてどう思いますか」の表左から2列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	9 2	—
		1 3 6	「4長崎県最低賃金（現行時間額 8 5 3 円）についてどう思いますか」の表左から3列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	9 3	—
		1 3 7	「4長崎県最低賃金（現行時間額 8 5 3 円）についてど	2号イ、ロ	9 4	—

			う思いますか」 の表左から3列 目、上から3行 目の欄			
		138	「5最低賃金は いくら位が適 当と 思いますか」 の表左から1列 目、上から2行 目の欄2行目2 文字目ないし7 文字目	新たに開示	—	—
		139	「5最低賃金は いくら位が適 当と 思いますか」 の表左から1列 目、上から3行 目の欄2行目2 文字目ないし8 文字目	新たに開示	—	—
		140	「5最低賃金は いくら位が適 当と 思いますか」 の表左から2列 目、上から2行 目の欄	2号イ、ロ	95	—
		141	「5最低賃金は いくら位が適 当と 思いますか」 の表左から2列 目、上から3行 目の欄	2号イ、ロ	96	—
		142	「5最低賃金は いくら位が適 当と 思いますか」 の表左から3列 目、上から2行	2号イ、ロ	97	—

			目の欄			
		143	「5 最低賃金は いくら位が適 当と 思いますか」 の表左から3列 目、上から3行 目の欄	2号イ、ロ	98	—
8 頁		144	「6 最低賃金の 改定による個々 の労働者への賃 金への影響はあ りますか」の表 左から1列目、 上から2行目の 欄2行目2文字 目ないし7文字 目	新たに開示	—	—
		145	「6 最低賃金の 改定による個々 の労働者への賃 金への影響はあ りますか」の表 左から1列目、 上から3行目の 欄2行目2文字 目ないし8文字 目	新たに開示	—	—
		146	「6 最低賃金の 改定による個々 の労働者への賃 金への影響はあ りますか」の表 左から2列目、 上から2行目の 欄	2号イ、ロ	99	—
		147	「6 最低賃金の 改定による個々	2号イ、ロ	100	—

			の労働者への賃金への影響はありますか」の表左から2列目、上から3行目の欄			
		148	「6最低賃金の改定による個々の労働者への賃金への影響はありますか」の表左から3列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	101	—
		149	「6最低賃金の改定による個々の労働者への賃金への影響はありますか」の表左から3列目、上から3行目の欄	2号イ、ロ	102	—
		150	「7最低賃金に関する意見・要望等について」の表左から1列目、上から2行目の欄2行目2文字目ないし7文字目	新たに開示	—	—
		151	「7最低賃金に関する意見・要望等について」の表左から1列目、上から3行目の欄2行目2文字目ないし8	新たに開示	—	—

			文字目			
		152	「7最低賃金に関する意見・要望等について」の表左から2列目、上から1行目の欄	2号イ、ロ	103	—
		153	「7最低賃金に関する意見・要望等について」の表左から2列目、上から2行目の欄	2号イ、ロ	104	—
9	頁	154	4行目ないし5行目6文字目	新たに開示	—	—
		155	5行目7文字目ないし10文字目	2号イ、ロ	105	—
		156	5行目11文字目ないし6行目4文字目	新たに開示	—	—
		157	6行目5文字目ないし7文字目	2号イ、ロ	106	—
		158	6行目8文字目ないし最終文字	新たに開示	—	—
		159	7行目ないし9行目	2号イ、ロ	107	—
		160	10行目ないし15行目	新たに開示	—	—
		161	16行目ないし22行目	2号イ、ロ	108	—
		162	23行目ないし24行目	新たに開示	—	—
		163	25行目ないし27行目	2号イ、ロ	109	—
		164	28行目ないし30行目	新たに開示	—	—

		165	31行目ないし 34行目	2号イ、ロ	110	—
		166	35行目	新たに開示	—	—
		167	36行目1文字 目ないし3文字 目	2号イ、ロ	111	—
		168	36行目4文字 目ないし最終文 字	新たに開示	—	—
1 0 頁		169	1行目ないし8 行目	2号イ、ロ	112	—
		170	9行目ないし1 2行目	新たに開示	—	—
		171	13行目ないし 23行目	2号イ、ロ	113	—
		172	24行目ないし 25行目8文字 目	新たに開示	—	—
		173	25行目9文字 目ないし12文 字目	2号イ、ロ	114	—
		174	25行目13文 字目ないし26 行目	新たに開示	—	—
		175	27行目ないし 37行目	2号イ、ロ	115	—
		176	38行目ないし 39行目12文 字目	新たに開示	—	—
		177	39行目13文 字目ないし15 文字目	2号イ、ロ	116	—
		178	39行目16文 字目ないし最終 文字	新たに開示	—	—
1 1		179	1行目ないし8 行目	2号イ、ロ	117	—

	頁	180	9行目ないし10行目2文字目	新たに開示	—	—
		181	10行目3文字目ないし5文字目	2号イ、ロ	118	—
		182	10行目6文字目ないし11行目	新たに開示	—	—
		183	12行目ないし13行目	2号イ、ロ	119	—
		184	14行目ないし15行目18文字目	新たに開示	—	—
		185	15行目19文字目ないし21文字目	2号イ、ロ	120	—
		186	15行目22文字目ないし16行目9文字目	新たに開示	—	—
		187	16行目10文字目ないし12文字目	2号イ、ロ	121	—
		188	16行目13文字目ないし18行目20文字目	新たに開示	—	—
		189	18行目21文字目ないし23文字目	2号イ、ロ	122	—
		190	18行目24文字目ないし19行目	新たに開示	—	—
		191	20行目ないし21行目	2号イ、ロ	123	—
		192	22行目	新たに開示	—	—
		193	23行目1文字目ないし3文字目	2号イ、ロ	124	—

		194	23行目4文字 目ないし24行 目	新たに開示	—	—
		195	25行目ないし 27行目	2号イ、ロ	125	—
		196	28行目ないし 29行目	新たに開示	—	—
		197	30行目ないし 38行目	2号イ、ロ	126	—
		198	39行目	新たに開示	—	—
	1 2 頁	199	1行目	新たに開示	—	—
		200	2行目ないし1 0行目	2号イ、ロ	127	—
		201	11行目ないし 12行目	新たに開示	—	—
		202	13行目ないし 16行目	2号イ、ロ	128	—
		203	17行目ないし 18行目8文字 目	新たに開示	—	—
		204	18行目9文字 目	2号イ、ロ	129	—
		205	18行目10文 字目ないし最終 文字	新たに開示	—	—
		206	19行目ないし 21行目	2号イ、ロ	130	—
		207	22行目ないし 25行目	新たに開示	—	—
		208	26行目ないし 38行目	2号イ、ロ	131	—
	1 3 頁	209	1行目ないし3 行目	2号イ、ロ	132	—
		210	4行目ないし5 行目	新たに開示	—	—
		211	6行目ないし1 1行目	2号イ、ロ	133	—

		212	12行目ないし 13行目	新たに開示	—	—
		213	14行目ないし 27行目	2号イ、ロ	134	—
		214	28行目ないし 29行目	新たに開示	—	—
		215	30行目ないし 31行目	2号イ、ロ	135	—
		216	32行目ないし 33行目	新たに開示	—	—
		217	34行目ないし 36行目	2号イ、ロ	136	—
		218	37行目ないし 38行目	新たに開示	—	—
		219	39行目	2号イ、ロ	137	—
	1 4 頁	220	1行目	2号イ、ロ	138	—
		221	2行目ないし3 行目	新たに開示	—	—
		222	4行目ないし8 行目	2号イ、ロ	139	—
		223	9行目ないし1 1行目	新たに開示	—	—
		224	12行目ないし 17行目	2号イ、ロ	140	—
		225	18行目ないし 19行目	新たに開示	—	—
		226	20行目ないし 25行目	2号イ、ロ	141	—
		227	26行目ないし 27行目	新たに開示	—	—
		228	28行目ないし 34行目	2号イ、ロ	142	—
	1 5 頁	229	2行目ないし5 行目	新たに開示	—	—
		230	6行目	2号イ、ロ	143	—
		231	7行目ないし9 行目	新たに開示	—	—

		2 3 2	1 0 行目	2 号イ、ロ	1 4 4	—
		2 3 3	1 1 行目ないし 1 3 行目	新たに開示	—	—
		2 3 4	1 4 行目	2 号イ、ロ	1 4 5	—
		2 3 5	1 5 行目ないし 1 7 行目	新たに開示	—	—
		2 3 6	1 8 行目	2 号イ、ロ	1 4 6	—
		2 3 7	1 9 行目ないし 2 1 行目	新たに開示	—	—
		2 3 8	2 2 行目	2 号イ、ロ	1 4 7	—
		2 3 9	2 3 行目ないし 2 5 行目	新たに開示	—	—
		2 4 0	2 6 行目	2 号イ、ロ	1 4 8	—
		2 4 1	2 7 行目ないし 2 8 行目 8 文字 目	新たに開示	—	—
		2 4 2	2 8 行目 9 文字 目ないし 1 2 文 字目	2 号イ、ロ	1 4 9	—
		2 4 3	2 8 行目 1 3 文 字目ないし 3 0 行目	新たに開示	—	—
		2 4 4	3 1 行目ないし 3 2 行目	2 号イ、ロ	1 5 0	—
		2 4 5	3 3 行目ないし 3 6 行目	新たに開示	—	—
	1 6 頁	2 4 6	1 行目ないし 2 行目	2 号イ、ロ	1 5 1	—
		2 4 7	3 行目ないし 4 行目 1 3 文字目	新たに開示	—	—
		2 4 8	4 行目 1 4 文字 目ないし 1 7 文 字目	2 号イ、ロ	1 5 2	—
		2 4 9	4 行目 1 8 文字 目ないし 6 行目	新たに開示	—	—
		2 5 0	7 行目ないし 9 行目	2 号イ、ロ	1 5 3	—

		251	10行目ないし 11行目15文字目	新たに開示	—	—
		252	11行目16文字目ないし17文字目	2号イ、ロ	154	—
		253	11行目18文字目ないし13行目	新たに開示	—	—
		254	14行目ないし15行目	2号イ、ロ	155	—
		255	16行目ないし22行目	新たに開示	—	—
		256	23行目ないし25行目	2号イ、ロ	156	—
		257	26行目ないし29行目	新たに開示	—	—
		258	30行目	2号イ、ロ	157	—
		259	31行目ないし32行目11文字目	新たに開示	—	—
		260	32行目12文字目ないし13文字目	2号イ、ロ	158	—
		261	32行目14文字目ないし33行目	新たに開示	—	—
		262	34行目	2号イ、ロ	159	—
		263	35行目ないし37行目	新たに開示	—	—
		264	38行目	2号イ、ロ	160	—
		265	39行目	新たに開示	—	—
	1 7 頁	266	1行目ないし5行目	2号イ、ロ	161	—
		267	6行目	新たに開示	—	—
		268	7行目ないし9行目	2号イ、ロ	162	—

		269	10行目ないし 12行目	新たに開示	—	—
		270	13行目ないし 16行目	2号イ、ロ	163	—
	1 8 頁	271	全面（視察状況 の文字を除く。）	2号イ、ロ	164	—
	1 9 頁	272	全面	2号イ、ロ	165	—
	2 0 頁	273	全面	2号イ、ロ	166	—
	2 1 頁	274	全面	2号イ、ロ	167	—
	2 2 頁	275	全面	2号イ、ロ	168	—

注 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。